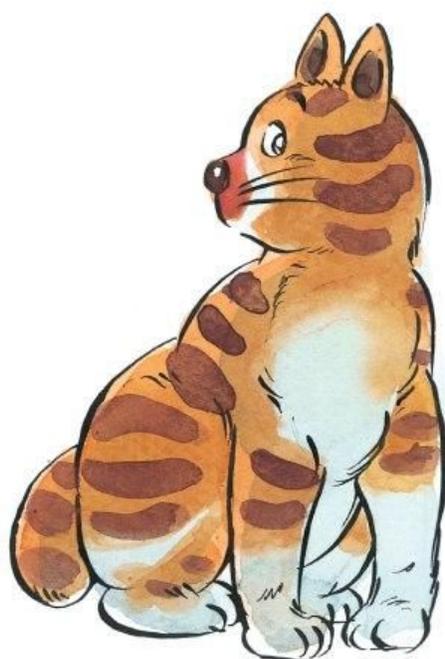


神奈川県猫の適正飼養ガイドライン

(人と猫のよりよい共生を目指して)



平成23年3月

神奈川県

目次

1	はじめに	1
2	猫の分類	
	（1）飼い猫	1
	（2）野良猫	2
	（3）地域猫	2
3	猫の行動と社会性	
	（1）社会生活（社会的集団もしくは社会構造）	3
	（2）生活圏	3
	（3）夜行性	4
	（4）繁殖	4
	（5）排泄	4
	（6）マーキング	4
	（7）グルーミング	5
	（8）社会化	5
4	飼い猫の適正飼養	6
5	野良猫の世話と管理について（野良猫から地域猫へ）	9
	参考：地域猫活動について	11
	参考資料 関係法令等	13

1 はじめに

動物愛護意識の向上によって、犬や猫が家族の一員として飼われるようになってきている一方、不適切な飼い方による苦情も後を絶ちません。また、都市化にともなう住宅の過密化などを背景として、猫による生活環境への被害が多数発生しています。特に野良猫に対する苦情相談や、行政対応を求める声は一向に減りません。

現在、行政機関において殺処分される猫のほとんどは、繁殖制限（不妊・去勢）をされていなかったために生まれた子猫です。

今回、猫についての苦情やトラブルが多くみられる現状を踏まえ、殺処分される猫を出来るだけ減らすために、また、不幸な猫をこれ以上増やさないために、猫の適正飼養についてのガイドラインを作成しました。

このガイドラインは、人と猫が共生していくための基本のルールを示したものです。本ガイドラインが各地域の実情に合った猫対策を考えていただくため、また、一人でも多くの方に猫の問題について関心を持っていただくとともに、責任ある猫の飼養の礎となれば幸いです。

2 猫の分類

このガイドラインでは、飼い主のいる猫を「飼い猫」、飼い主のいない猫を「野良猫」と表現しています。

飼い猫と野良猫との違いは、所有・占有の意思を持って、継続的にえさや水を与え世話をしている飼い主がいるかどうかであり、このような人の例は次のとおりです。

- ・猫の飼養または保管をしている人
- ・猫に占有の意思をもって継続的にえさを与え、または世話をしている人
- ・猫を他人から借り、または預かっている人

(1) 飼い猫

特定の飼い主が存在する猫のことで、飼い主に所有・占有の意思を持って、継続的にえさやり、水やり等の世話をされている猫を指します。

ア 内猫

屋内のみで飼養されている猫のことで、ふん尿などで近隣に迷惑をかけることなく、また、猫自身にとっても健康で安全に暮らすことができます。国や県では、内猫を推奨しています。

イ 外猫

飼い主が所有・占有の意思を持って、継続的にえさや水を与えて世話をしていますが、飼養を基本としながらも、必要に応じて屋外で自由に行動させる飼養形態の猫と、屋内には一切入れず屋外で飼養されている猫とがあります。

これらの猫の飼い主は、屋内のみで飼養することを「束縛」や「不自然」と考え、自由に行動させる傾向があります。飼い主は、飼い猫がふん尿などにより近隣に迷惑をかけることや、病気や事故に遭遇する危険性があることを理解する必要があります。また、不妊・去勢手術が実施されていない場合もあり、新たな野良猫を生み出す要因となってしまうことがあります。

(2) 野良猫

特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫のことで、全ての野良猫は無責任な飼い主による「捨て猫」や「不適切飼養」に端を発していると考えられます。もともとは飼い猫であったものが、飼いきれないなどの理由から無責任に捨てられたり、不妊・去勢手術も受けないうちま外飼いをしていたために飼い主が知らないうちに繁殖した猫がほとんどです。野良猫は病気になったり、事故にあう可能性が高いなどの理由により、比較的短命です。

一部の住民が継続的にえさやり、水やり等の世話をしていることが多く、不妊・去勢手術がされている場合と、えさやり・水やりのみをしていて不妊・去勢手術がされていない場合があります。不妊・去勢手術がされていない場合は、新たな野良猫を生み出す原因となる可能性があります。

これらの猫は地域で受け入れられていないことが多く、地域住民から嫌がられたり、トラブルの原因となってしまう場合があります。また、世話をしている人には、所有・占有の意思がなく、責任意識が希薄な傾向にあります。

(3) 地域猫

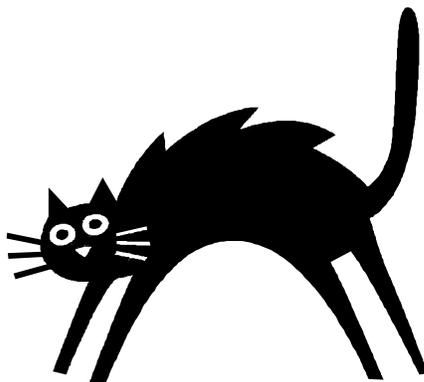
実際に野良猫が生活している地域において、地域住民の合意と協力の下で、住民主導により適正に飼養・管理されている猫のことで、地域により、「地域の猫」、「飼い主のいない猫」など様々な呼び名があります。

その地域にあった方法で、飼養管理者を明確にし、飼養する対象の猫を把握するとともに、えさの管理、不妊・去勢手術の徹底、ふん尿の始末、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼養管理し、野良猫の数を今以上に増やさず、地域でその生涯を全うさ

せる猫を指します。地域が飼い主となり、地域で責任を持つ必要があります。

(地域猫活動については後述、参考：地域猫活動についてに記載)

注意：猫の分類の仕方や飼い主の定義等は、上記に限ったものではありません。



3 猫の行動と社会性

猫の適正飼養を考える上で、猫の行動および社会性についての理解を深めることは大切です。

(1) 社会生活(社会的集団若しくは社会構造)

猫は基本的に単独で生活しますが、環境によってはメスとその子供を中心とした群れを作ることがあり、オスはその集団に所属します。また、オスは隣接する別の集団にも入り込み、生活圏やメス猫を共有することもあります。この場合、排他的なオスは自分の生活圏内でメスと交尾しようとする他のオスに攻撃をしかけることもあります。猫の集団の個体密度は、獲得することが出来る食料の量とその獲得しやすさによって決まり、自由に繁殖できる場合、非常に高密度になります。

オスは発情期になるとメスを求めるため生活圏は広がります。

(2) 生活圏

猫の生活圏の広さは、食物の量と隠れ場所や休息場所の有無及びそれらの分布によって決まります。従って生活圏の広さは、条件によって異なります。

屋内飼養の猫では、これらの条件が満たされていれば、野良猫のような広い生活圏を必要とせず、狭い屋内でも十分に適応することができます。

(3) 夜行性

猫は本質的に夜行性の動物で、闇夜でもよく目が見えます。そのため夜間に活動が活発化しますが、夜間ずっと活動しているわけではなく、一日中眠ったり起きたりの生活をしています。

ただし、内猫では飼い主の就寝とともに眠るなど、人との密着度が高まるに従い猫の行動も人の暮らしに合わせて変化します。

(4) 繁殖

ア メス

メスは生後7か月から 12 か月で最初の発情があり、一般的に、年3～4回、約3か月の間隔で発情が見られ、約1～2週間続きます。また、シャムネコなどの早熟の品種では、わずか生後4か月程度で発情を迎えることもあります。

発情周期は屋外では早春に日照時間が長くなることで刺激されますが、人工照明などで明るい時間帯が一日14時間程度でほとんど変化しない屋内飼育では20～24日周期で、年間を通して発情が起きます。メスは発情すると、排尿を頻繁に行い、単調な鳴き声(オスを呼ぶ声)を繰り返して発情するようになります。

メスは交尾の刺激により排卵するため、交尾によってほぼ確実に妊娠します。妊娠期間は 60 日前後で、1回の出産で1～8匹程度の子猫を産みます。発情しても交尾をしない場合は、3～4週間おきに発情します。

イ オス

オスでは生後6か月くらいから性行動(放浪、けんか、尿マーキング)が見られるようになります。オスには独自の発情周期はなく、メスが発情時に示す鳴き声や尿臭に誘われて集まり交尾します。

(5) 排泄

猫はふつう1日に2～3回程度の排尿と1～2回の排便をします。

場所については、花壇や砂場のような軟らかい土や砂の上を好み、排泄物を埋める習性があります。また、決まった場所に排泄する習性があり、この性質を利用して、特定の場所に排泄をするようにしつけることができます。

(6) マーキング

猫は自分の存在を自分以外の猫に知らしめるため、自分の臭い等を生活する様々な場所に残します。この行動をマーキングといい、生活圏を主張する、交配相手を探すとい

った目的があります。

ア 擦り付け

顔や脇腹などを人間に擦り付ける行動は、安心や親愛の情を示していると考えられています。また、顔等に臭いの出る腺(臭腺)があり、臭いを猫同士で擦り付けるのは、大切なコミュニケーションの一つでもあります。

イ 爪研ぎ

爪は常に伸びるので適当な間隔で爪を研ぎますが、その他にも、爪で傷をつける視覚的マーキングと足の裏から分泌される臭いをつける臭覚的マーキングを同時に行っています。

ウ 尿マーキング(尿スプレー)

生活圏を明らかにして自分の存在を誇示したり、不安を感じた時に示すマーキング行動で、特にオスは、成熟すると尾を上げて柱などに尿を噴射して生活圏を主張します。去勢手術により90%近くがこの尿マーキングをしなくなると言われています。

(7) グルーミング

猫は体を舐めたり、前肢で顔を洗うような動作(グルーミング)をします。これは毛並みを整えることのほかに、体からの分泌物、フェロモンなどを毛につけるとい意味もあります。

年老いた猫や病気の猫はグルーミングをあまり行わないので、グルーミングをしないときにはどこかに異常がある可能性があります。

また、グルーミングにはストレス発散の役割もあり、何かに失敗した時に照れ隠しのようにグルーミングをすることや、強いストレスがあると過度のグルーミングをすることもあります。

(8) 社会化

社会化期は、他の猫仲間との関係を形成する時期ですが、人間や他の動物との関係を形成する時期でもあります。猫の社会化期は、生後約3週目から12週目程度と言われています。野良猫が人前に現れるようになるのは、生後1か月以上経ってからのことが多く、その後も人と接触する機会が少ないことから、野良猫は人に対して神経質で警戒心が強い傾向にあります。

4 飼い猫の適正飼養

(1) 飼い主の心構えを持ちましょう

ア 飼う前に猫の行動、習性、生理、病気等を十分理解し、責任と愛情をもって猫を終生飼養しましょう。

家族が一人増えるという意識を持ちましょう。ただし、猫が人間と異なる動物であることを理解して、擬人化するような扱いをしないように注意しましょう。

動物は終生飼養が原則ですので、絶対に捨ててはいけません。どうしても飼えなくなった場合には、新しい飼い主を見つけましょう。

イ 近隣の人たちの生活を尊重し、他人に迷惑をかけないよう細心の注意を心がけましょう。

猫が苦手な人やアレルギーなどで接触を避ける人がいることを理解しましょう。

猫に関する苦情が人間関係にも影響を及ぼすことがあります。苦情を受けた場合は内容を冷静に分析し、誠意ある対応を心がけましょう。近所の人への配慮やコミュニケーションが大切です。

(2) 屋内飼養に努めましょう

猫を屋内で飼うことで、近隣へのふん尿被害やいたずらを防止できるとともに、猫同士の病気の感染や、交通事故、迷子などの危険から猫自身を守ることができます。

猫は不妊・去勢手術を行った上で、えさと水が十分に与えられ、生活圏に上下運動ができる高さを確保できれば、比較的狭い屋内にも十分に適応できます。猫の習性を考えても、外出させないことが猫にストレスを与えるとは限りません。猫の習性を十分に理解した上での配慮が続けられるならば、猫の屋内飼養は充分可能であり、猫にとっても安全なのです。

(3) 猫用のトイレを設置し、そこで排泄するようしつけを行いましょ

部屋の静かな落ち着いた場所に排泄用の箱を置いて、その中に砂や市販の猫用トイレの砂などを入れておけば、すぐに覚えます。トイレは常に清潔に保ち、猫の数を考えながら複数箇所用意することが望ましいでしょう。一般的には猫の数プラス1と言われています。

猫は不衛生なトイレを嫌います。トイレは常に排泄物を清掃して清潔を保ち、悪臭やハエ等の発生を防ぎましょう。また、排泄物は猫の健康の目安となりますので、よく観察してから片付けましょう。

(4) 自分の猫であることが識別できるようにしましょう

万一、猫が逃げ出してしまった時や行方不明になった時、猫を発見した人が誰の猫かす

ぐにわかるように連絡先を書いた首輪や迷子札など識別可能なものを猫につけましょう。動物病院ではマイクロチップという身元の証明に役立つ器具を専用の器具（インジェクター：挿入機）で猫の皮下へ安全に挿入することもできますので、かかりつけの動物病院にご相談ください。

	メリット	デメリット
迷子札	手軽に装着できる・外観から確認できる・誰が見ても分かる	落としたり、なくしたりする事がある・記載した文字が消える事がある
マイクロチップ	落としたり、なくしたりしない（一度装着すれば、生涯脱落することのない確実性が高い方法です）	動物病院での挿入と登録が必要・読み取りに特殊な装置が必要。外観から装着の有無が判別出来ない

マイクロチップ使用時も、迷子札を併用するとよいでしょう。これらの識別措置は災害時対策のためにも有効です。



マイクロチップの写真（約2mm×8～12mm）

(5) 不幸な猫を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

飼養する猫の数は、居住環境を踏まえ、その環境に合った最低限の数にしましょう。一般飼養者でも年2回以上、1回2匹以上の動物をやり取りする場合、法的に登録が必要な動物取扱業に当たる可能性もあります。

猫はとても繁殖力の強い動物です。生まれる子猫に責任が持てない、若しくは自宅で繁殖させる計画がないならば不妊・去勢手術を受けさせましょう。不妊・去勢手術には次のようなメリットがあります。

オス	発情に伴うけんかが減少し、発情特有の鳴き声を防止できる。メス猫を求めて脱走することを防げる。尿マーキングを制御できる。睾丸や肛門周囲の腫瘍、前立腺の病気を予防できる。
メス	発情に伴う鳴き声を防止でき、オスが寄って来るのを防げる。妊娠することが無くなる。子宮蓄膿症や乳腺腫瘍など生殖器系の病気を予防できる。

※ このような効果は不妊・去勢手術を行った場合に必ず現れるとは言えませんが、性成熟前に不妊・去勢手術を行った場合の方がその効果はより顕著に現れるとされています。

※ 殺処分される猫のほとんどは、繁殖制限(不妊・去勢)をされていなかったために生まれた子猫です。

(6) ふだんから健康管理に気をつけましょう

猫はもともと肉食で、人間と比べて高たんぱくと高脂肪のえさを好みます。人間の食材をそのまま与えることや、味を付けることなどは避け、栄養バランスを考えた猫用のえさを与える方が世話しやすいでしょう。

ふだんから元気、食欲、排泄物の確認などで健康チェックを行い、感染症やノミ・ダニの予防をしましょう。

(7) 動物の愛護及び管理に関する法律、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例に示された飼養者の遵守事項を守りましょう。

(参考資料 参照)



5 野良猫の世話と管理について(野良猫から地域猫へ)

野良猫を見かけて、単にかわいい、かわいそうなどと優しさだけでえさを与える行為は、排泄物の問題や望まない繁殖による野良猫の増加など、多くのトラブルを引き起こしかねず、猫にとっても幸せなことではありません。

そこで、野良猫を地域猫として管理するには、少なくとも次のことに配慮する必要があります。

(1) 地域住民の理解・協力を得るための努力をしましょう

人はさまざまな考えを持っています。野良猫の世話をしようとするときには、地域住民の理解は必要不可欠です。できる限り理解を得る努力をしましょう。

また、できるだけグループを作り、地域猫という形に持っていけるよう役割分担をしながら活動して、代表者等責任の所在を明らかにしておくことが良いでしょう。

(2) えさは置きえさをせず、決められた場所で決められた時間に与えましょう

地域住民に迷惑がかからない場所を選び、その場所以外ではえさやりをしないようにし、えさは容器などに入れて、一定時間内に食べきれる量のえさを与えるようにしましょう。

えさは置いたままにはせず、決めた時間以外は回収し、食べこぼしなどもすぐ片付けましょう。

(3) えさ場の近くにトイレを設けましょう

決まったところに排泄場所を設けることにより、近隣の環境を清潔に保つだけでなく、掃除をしやすくすることもできます。排泄物はできる限りすみやかに片付けるようにしましょう。

(4) 近隣の環境美化に努めましょう

地域住民に理解してもらうためにも、必要なことです。えさやり場所、排泄場所、またその周囲はこまめに清掃し、近隣の環境美化に気を配りましょう。

(5) 不妊・去勢手術を行いましょう

どのような猫も繁殖力は旺盛です。したがって、不妊・去勢手術の行われていない猫を放っておくと知らないうちに猫はどんどん増えてしまい、適切な管理が難しくなってしまいます。

猫の数をコントロールすることは非常に大きな問題です。数が増えると適切な管理どころかえさを与える前より悲惨な状態に陥る可能性も出てきます。不妊・去勢手術は必ず

行いましょう。

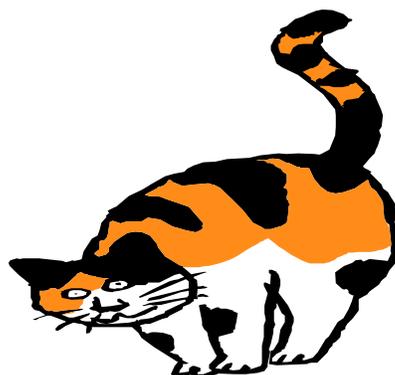
野良猫は、家で飼われている猫とは違い、比較的短命と言われています。適切な不妊・去勢手術が行われていれば、数が増えることもなく、管理しやすくなります。成猫より少し小さい位の大きさ(生後5か月くらい)になれば手術は受けられます。捕まらない猫は、猫を傷つけずに捕獲する方法もあります。

(6) 飼ってくれる人を探す努力をしましょう

終生飼養してくれる飼い主がいることが、猫にとっても幸せなことであり、終生飼養によって野良猫の数を減らす助けとなります。できるだけ新しい飼い主を探すなどして、飼い猫とする努力をしましょう。

(7) その他

病気以外の相談は各地域の行政担当窓口・動物愛護団体・動物愛護推進員・猫の飼育経験者などにしてみましょう。



参 考 : 地域猫活動について

地域猫活動とは、平成11年3月横浜市磯子区にて制定された「磯子区猫の飼育ガイドライン」により定義付けられた考え方で、住民主導により、地域住民の合意と協力の下で野良猫を適正に飼養・管理し、野良猫による問題の解決を目指す活動のことであります。

この考え方の基本は、野良猫にもできるだけ生存の機会を与えること、猫による被害や迷惑を防止することです。

地域猫活動を行うためには、地域の現状を把握し、それぞれの地域の実情に合ったルール作りを行うことが必要です。また、野良猫による問題が生じている地域では、えさを与えている人たちと住民との相互理解や協力関係を地域単位で確立していくことが不可欠となります。

・ 猫の飼い主

飼い猫の適正飼養、終生飼養を行うことで、飼い猫が野良猫になることを防止します。

屋内飼いにすることで、ふん尿による迷惑や望まない繁殖を防止します。

・ 野良猫にえさを与えている人

単にえさを与えるだけではなく、地域の環境に十分配慮し、飼い主に準じた適切な飼養管理や不妊・去勢手術をすることで地域住民の信頼を得ることが重要です。加えて、野良猫を地域猫として地域で飼養管理していくことを地域住民に提案し、地域猫活動に対する理解や協力を得ていきます。

普段から野良猫と接しているので、新規参入猫の存在や傷病猫を把握しやすく、地域猫活動の核となる人が多い人たちです。

・ 地域住民

猫を好きな人、嫌いな人、興味がない人、猫が大切な人、猫に困っている人、色々な人が地域には住んでいます。野良猫問題を解決するには、野良猫による問題が地域の問題であるという認識及び問題の解決に関心を持つことが重要です。猫を排除するだけ、えさを与える人を非難するだけでは問題は一向に解決しません。地域猫活動を理解し、協力することが、猫による問題を解決する第一歩となります。

・ 獣医師

飼い主や飼養責任者に対して猫の適切な飼い方や健康管理についての助言を行います。また、野良猫をこれ以上増やさないために不妊・去勢手術を推奨し、希望に応じて手術をします。

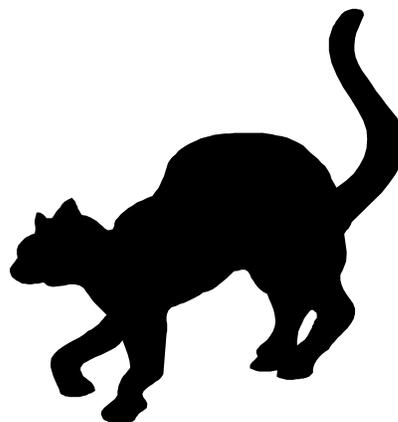
- ・ 行政

猫の適切な飼い方の指導や動物愛護の啓発・情報提供を行うとともに、住民から寄せられる苦情や相談への対応を行います。また、市町村によっては猫の不妊・去勢手術の補助金を交付しています。

地域猫活動の中ではアドバイザーとしての役割を担います。

- ・ ボランティア団体

経験のあるボランティア団体は活動参加者からの相談に対してアドバイスをし、必要機材の貸出等を行うことができます。ただしあくまでも活動主体は地域の人たちになります。新しい猫の飼い主探しの手伝いや不妊・去勢手術の補助金を出しているボランティア団体もあります。



○ 動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

（動物の所有者または占有者の責務等）

- 第七条** 動物の所有者または占有者は、命あるものである動物の所有者または占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、または保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
- 2 動物の所有者または占有者は、その所有し、または占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

○ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(抄)

(昭和 54 年 10 月 31 日条例第 35 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

(飼養者の責務)

第5条 飼養者は、動物の本能、習性等を理解し、その動物を適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めなければならない。

- 2 飼養者は、動物に起因する疾病に対する知識を持つよう努めなければならない。
- 3 飼養者は、その動物が自己の飼養している動物である旨を明示するよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、動物を飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼養者を見つけるよう努めなければならない。

第2章 飼養者の遵守事項

(飼養者の遵守事項)

第7条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) えさ及び水を適正に与えること。
- (2) 汚物等を適正に処理することにより、施設の内外を清潔にし、悪臭または昆虫等の発生を予防すること。
- (3) 動物を訓練し、または運動させるときは、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、または汚物で汚さないこと。
- (4) 動物が、人の生命、身体または財産に害を加えないように飼養し、または保管すること。
- (5) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、收容すること。
- (6) 動物(法第 26 条第 1 項に規定する特定動物(以下「特定動物」という。)を除く。以下この号において同じ。)が繁殖して、自らが飼養することまたは新たな飼養者を見つけることが困難と認められる場合は、当該動物に不妊または去勢手術等の措置を講じること。

○ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(抄)

(平成14年5月28日環境省告示第37号)

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者または占有者(以下「所有者等」という。)は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体または財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 ^ほ哺乳類、^は鳥類及び^は爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物または伴侶動物(コンパニオンアニマル)として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の^{かん}涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に^{えさ}餌及び水を給与すること。

- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、または負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、またはふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保または適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、または占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、または家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物(以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。)を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

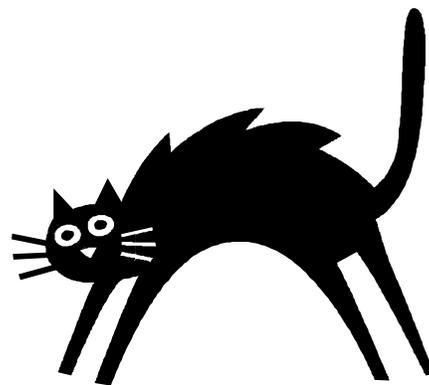
- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの飼養に努めること。飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音またはふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。



○ 猫由来の感染症

【猫ひっかき病】

猫にひっかかれたり、かまれたりして感染します。傷を受けてから数日後に発熱や傷口に近いリンパ節の腫れを起こします。人が感染してもほとんどの場合が軽傷であり、多くの場合自然に治ります。

予防：猫は原因菌を持っていても無症状なので、猫の爪を定期的に切り、傷つけられないように注意しましょう。

【パスツレラ症】

パスツレラは、犬や猫の口の中にふつうに見られる細菌で、かまれたり、ひっかかれたりした場合に人に感染することがあります。通常は傷口が熱をもち、赤く腫れて痛みますが、腫れや痛みが傷口周囲に広がることはほとんどありません。

予防：犬や猫からかまれたり、ひっかかれたりしないように注意し、傷を受けた場合は、石けんでよく洗い消毒をします。過度のスキンシップは控えるようにしましょう。

【トキソプラズマ症】

トキソプラズマ症は原虫が原因で、猫が固有の宿主ですが、人や豚等も感受性を持っています。人が感染してもほとんど無症状ですが、妊婦が初感染した場合、流産や胎児に障害を起こすことがまれにあります。

予防：猫のふんはすぐに片付けて、よく手を洗いましょう。また、定期的に犬、猫の検便、駆除をしましょう。

【犬猫回虫幼虫移行症またはトキソカラ症】

犬や猫から排泄され、環境中で成熟した虫卵を経口的に摂取することで感染します。虫卵は腸内でふ化し、幼虫がまれに体内に移行し、様々な症状を引き起こします。

予防：幼児が砂場で遊んだ後、動物をさわった後は手をよく洗いましょう。
また、定期的に犬、猫の検便、駆虫をしましょう。

○猫の感染症

いずれも猫にとっては恐ろしい感染症ですが、人間にはうつりません。かかりつけの動物病院でワクチンの予防接種をするとともに、屋内飼いをすることで愛猫の健康を守りましょう。

ワクチンで予防できる感染症

【猫汎白血球減少症(猫伝染性腸炎)】

原因：猫のパルボウイルスの感染により発病し、造血機能を持つ骨髄が侵されるため白血球が極端に減少します。急速に衰弱し死に至る事もある恐い病気です。このウイルスは抵抗力も感染力も非常に強いので注意が必要です。

症状：発熱、食欲消失、嘔吐、下痢等が主な症状です。その他、脱水症状も出て、体力のない子猫は1日で死亡することもあります。

【猫ウイルス性鼻気管炎】

原因：ヘルペスウイルス I 型の感染で起こる猫の風邪です。(呼吸器疾患)

症状：初期は発熱、食欲不振、鼻かぜ程度の軽い症状で、クシャミや結膜炎で涙が出たりしますが、症状が上気道(鼻腔・のど・気管)に進むと呼吸困難、気管支炎から肺炎を起こし、かなり重体となります。特に生後6か月未満の猫では症状が重く、時には死亡します。また、妊娠中の猫の場合は流産することもあります。症状がなくなっても、ヘルペスウイルスは3週間程度ウイルスが残り、他の猫に感染させることがあります。

【猫カリシウイルス感染症】

原因：カリシウイルスの感染で起こる猫の風邪です。(呼吸器疾患)

症状：上記、猫ウイルス性鼻気管炎と症状は共通していますが、口内炎、舌炎がひどく、口の中の粘膜や舌の先端に炎症性の水泡ができ、それが破れて潰瘍となります。また、熱が下がっても口内炎等のため、食欲不振が続き、脱水症状を起こすこともあります。症状がなくなっても、カリシウイルスは長期間ウイルスが残り、他の猫に感染させることがあります。

【猫白血病ウイルス感染症(FeLV)】

原因：ウイルス感染により、免疫不全を起こします。猫エイズ様疾患ともいわれています。この病気は、感染してから発病するまで長く潜伏するので、多くのウイルスを排泄し、他の猫に感染させます。

症状：感染すると白血病になることもありますが、殆どは貧血、発熱、下痢、口内炎等に始まり、他の臓器に障害を起こします。また、免疫機能が低下し、他の感染症等の病気に掛かりやすくなり、併発すると病状は悪化し、発病すると3～4年以内に死亡します。子猫ほど死亡率は高くなります。

予防措置のない(ワクチンのない)感染症

【猫伝染性腹膜炎(FIP)】

原因：コロナウイルスの感染で起こる病気で、感染した猫の鼻の分泌物、尿を介して感染します。

症状：腹膜炎を起こし腹水がたまる他、胸腔の中にも水がたまることがあり、その他に発熱、食欲不振、痩せが目立ち、貧血、黄疸、下痢等で衰弱し死亡することもあります。また、長期間の発熱、体重の減少により全身の臓器、中枢神経が侵されることもあります。

【猫免疫不全ウイルス感染症(FIV)】

原因：レトロウイルスの感染により、免疫不全を起こします。このウイルスが人間のエイズのウイルスと似ていることから、俗に猫エイズとも言われています。

症状：感染しても直ちに症状がでることはなく、慢性の治りにくい口内炎、口内潰瘍、歯肉炎、歯肉の増殖、慢性の下痢、上気道感染症(鼻炎・風邪症候群)、リンパ節の腫れ、慢性皮膚炎、体重の減少等が徐々に現れてきます。

本ガイドラインの策定にあたっては、神奈川県と藤沢市で構成している「神奈川県動物愛護管理推進計画に係る事業検討委員会」が中心となり検討しました。

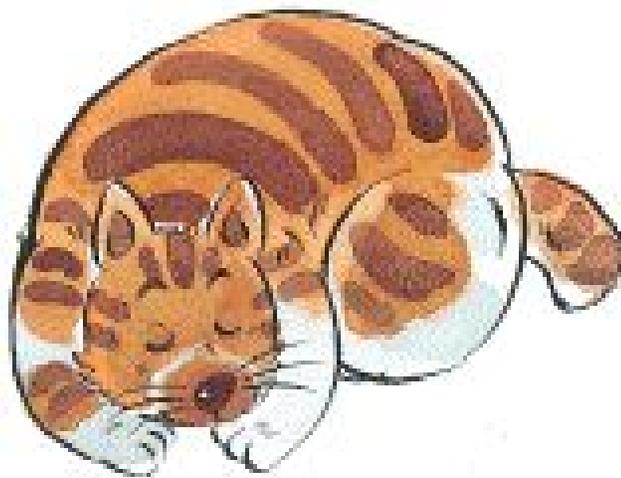
【参考資料】

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン 環境省

ねこの適正な飼養管理を推進するために 環境省

パンフレット 人と猫との調和のとれたまちづくり 新宿区保健所衛生課

「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック 東京都福祉保健局



— 動物に関する問い合わせ先 —

神奈川県保健福祉局生活衛生部食品衛生課	045(210)4947(直通)
神奈川県動物保護センター	0463(58)3411
【神奈川県保健福祉事務所】	
平塚保健福祉事務所環境衛生課	0463(32)0130
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課	0467(24)3900
小田原保健福祉事務所環境衛生課	0465(32)8000
茅ヶ崎保健福祉事務所環境衛生課	0467(85)1171
三崎保健福祉事務所生活衛生課	046(882)6811
秦野保健福祉事務所環境衛生課	0463(82)1428
厚木保健福祉事務所環境衛生課	046(224)1111
大和保健福祉事務所環境衛生課	046(261)2948
足柄上保健福祉事務所生活衛生課	0465(83)5111
【保健所設置市】	
藤沢市保健福祉部保健所生活衛生課	0466(50)3594

※ 問い合わせ先は、平成 23 年 3 月現在のものです。



「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン」

発行日 平成 23 年 3 月

編集・発行 神奈川県動物愛護管理推進計画に係る事業検討委員会

神奈川県保健福祉局生活衛生部食品衛生課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話 045-210-1111